

国家公務員共済組合法施行規則第 8 5 条の 2 及び第 8 6 条の規定により長期経理に属する余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合等の貸付金に係る利率の特例について

昭和 6 2 年 6 月 2 7 日 蔵計第 1 5 9 1 号  
大蔵大臣から国家公務員等共済組合連合会  
理事長・各共済組合代表者あて通知

国家公務員共済組合法施行規則（昭和 3 3 年大蔵省令第 5 4 号）附則第 7 項の規定に基づき、標記のことについて次のとおり定めたので通知する。

## 記

- 1 財政融資資金法（昭和 2 6 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が 1 0 年の預託金に係るものに限る。以下同じ。）が年 4 % を下回っている間における長期経理に属する余裕金を他の経理に貸し付ける場合の貸付金に係る利率及び国家公務員共済組合連合会が国家公務員共済組合に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率のうち次の各号に掲げるのものは、それぞれ当該各号に定める利率とする。
  - (1) 住宅貸付金（特別住宅貸付金を除く。） 財政融資資金法第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（当該利率が 2 . 7 % を下回るときは、2 . 7 % ）
  - (2) 住宅貸付のうち「阪神・淡路大震災」による災害を事由とするものに係る貸付金（大都市地域特別加算部分及び公務員宿舎の建替えに伴う強制退去者に係る特別加算部分を除き、貸付後 5 年間に限る。） (1) に定める利率から 0 . 5 % を減じた利率（当該利率が 2 . 5 % を下回るときは、2 . 5 % ）
  - (3) 特別住宅貸付金に係る貸付金 (1) に定める利率に 0 . 3 % を加えた利率
  - (4) 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の行う事業のうち不動産等の取得を目的とする貸付金 長期貸出最優遇金利及び(1) に定める利率を参酌して財務省主計局長が別に定める利率（当該利率は、3 . 0 % を下限とする。）
  - (5) 特別貸付金に係る貸付金 (1) に定める利率
- 2 上記 1 の利率は、財政融資資金法第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率又は長期貸出最優遇金利を参酌して定める利率が変更されたときは、これらの利率が変更された日の属する月の翌月以後新たに貸し付ける貸付金の利率について適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日財計第 768 号）

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から適用し、同日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。